

徳島市監査委員告示第17号

平成29年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市教育委員会教育長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成30年5月2日

|         |      |
|---------|------|
| 徳島市監査委員 | 稲井博  |
| 同       | 工藤誠介 |
| 同       | 中西裕一 |
| 同       | 梶原一哉 |

徳島市監査委員 殿

徳島市教育委員会  
教育長 石井 博

平成29年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成30年3月30日報告分）に基づく措置状況

教育委員会

| 監 査 の 結 果                                                             | 措 置 状 況                                    |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1 仕様書において指定管理者が加入すべきと規定されている施設賠償責任保険に、指定管理者が加入していなかった。                | 管理運営業務仕様書に基づき、施設賠償責任保険に指定管理者が加入しました。       |
| 2 施設の利用に際し、規則に定める申請書の受理及び承諾書の交付が適正に行われていないものがあった。<br>(一般財団法人 徳島市体育協会) | 規則に定める申請書の受理及び承諾書の交付を適正に行うよう、指定管理者に指示しました。 |
| 3 施設の利用に際し、規則に定める申請書の受理及び承諾書の交付が適正に行われていなかった。<br>(徳島県ライフル射撃連盟)        | 規則に定める申請書の受理及び承諾書の交付を適正に行うよう、指定管理者に指示しました。 |